



平成28年5月11日

各 位

会 社 名 日本空港ビルディング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 鷹 城 勲
(コード番号 9706 東証第1部)
問 合 せ 先 専務取締役執行役員管理本部長 米本 靖英
(TEL. 03-5757-8000)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 経営環境の変化に柔軟に対応できるよう取締役副社長の員数を2名から若干名へと変更するものであります。
- (3) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第31条(取締役の責任免除)及び第41条(監査役の責任免除)の新設をするものであります。なお、定款第31条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略) (公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第6条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第22条 (条文省略) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長2名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第24条～第30条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第<u>31</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p> | <p>第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり) (公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条～第22条 (現行どおり) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>第24条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>) 第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第<u>32</u>条～第<u>40</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役責任免除</u>) 第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)</p> |

3. 日程

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 28 年 6 月 29 日 (予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 28 年 6 月 29 日 (予定) |

以 上